

## 台風および災害時における生徒の登校について

愛知県立豊橋西高等学校

★生徒が登校する以前に、名古屋地方気象台から「暴風警報」が発令されている場合

### 暴風警報 東三河南部（学校がある地域）

1 始業時刻2時間前（6時40分）までに「暴風警報」が解除された場合

平常通り授業を行う。

2 6時40分～11時00分に「暴風警報」が解除された場合

解除後2時間を経て授業を開始する。

3 午前11時00分以降に「暴風警報」が解除された場合。

授業は行わない。

暴風警報が解除された時間	授業の開始時間
1 6時40分以前（始業時刻2時間前）	平常通り授業を行う
2 6時40分～11時00分	解除後2時間を経て授業を開始する
3 11時00分以降	授業は行わない（授業日数から除く）

### ◎「特別警報」が発令された場合は、ただちに命を守る行動をとる。

★生徒が登校する以前に、名古屋地方気象台から「特別警報」が発令されている場合

### 特別警報 東三河南部（豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市）

1 授業は行わず、休業とする。

2 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業を行わない。

3 解除後の授業の開始については、改めて連絡する。

（この場合でも、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。）

※1 西高のしおりP. 29 に、「台風時における生徒の登下校について」が記載されているので、よく読んでおくこと。

※2 東三河南部以外に警報が発令されている場合、その発令地区の生徒も上記と同様とする。